

会 議 録

会議名	平成 25 年度第 13 回小金井市学童保育所運営協議会	
事務局 (担当課)	児童青少年課	
開催日時	平成 26 年 3 月 25 日(火) 19 時 00 分～21 時 20 分	
開催場所	801 会議室	
出席者	委員	高橋委員長、野中副委員長、入村委員、原島委員、井上委員、矢野委員、西垣委員、岡本委員、石山委員、川村委員、小澤委員、仙澤委員、中山委員、鈴木委員
	事務局	越学童保育係長
会議次第	1 開会 2 議題 (1) 学童保育の保育内容について (2) その他 3 閉会	
配布資料	学童保育業務の総合的な見直しに関する覚書（2月20日付）。	
	<p>1 会議録について          （市）第10、11、12回会議録については双方確認中。</p> <p>2 平成26年度予算について          （市）第1回定例議会が終了し、平成26年度予算についても議決されたので、学童保育関連について口頭報告する。みなみ学童保育所の設計委託を計上し、スケジュールは平成26年度設計、平成27年度建替工事を予定している。今後、設計していく中で南小学校とも調整していく。学童保育所は、子どもの過ごす施設という面もあるが、他方、近隣の方との良好な関係も必要であるので保護者の皆様にもよろしくお願ひしたい。みどり学童保育所は従前から要望のあったトイレ改修工事を計上した。たまむし学童保育所の空調設備の入替えを計上した。          （学）昨年10月に学保連として2014年度予算編成にあたっての要望を出している。今、報告を頂いたが回答が欲しい。          （市）定期清掃は、予算要求はしたが予算措置はなし。          三期休業中の開所時間を8時半にしたことに伴う予算については、引き続き措置された。防災関連として非常食の備蓄の要望があったが、おやつをランニングストックし対応していく考えである。備品については基本的な考えとしてゼロベースであるが、一部措置されている。          （学）去年3月の協議会では回答をいただいているので、今年度の要望に対しても何か文書で回答いただけないか。</p>	

(市) 回答を出す方向で考える。

### 3 覚書について

(市) 労使で「学童保育業務の総合的な見直しに関する覚書」を交わした。覚書の内容としては、

①平成27年4月においては、たまむし学童保育所、ほんちょう学童保育所、さくらなみ学童保育所、たけとんぼ学童保育所、みなみ学童保育所は直営とし、ほんちょう学童保育所、みなみ学童保育所は平成29年4月を目途に民間委託する。

②平成27年4月から、たまむし学童保育所、さくらなみ学童保育所、たけとんぼ学童保育所に学童保育指導員を1人加配することにより、障がいのある児童の対応を充実することとし、業務内容については別途協議する。なお、学童保育所の保育時間は、平日は19時まで、学校休業日は8時から19時までとし、原則としてひろば事業を実施する。

③職員体制はたまむし学童保育所、さくらなみ学童保育所、たけとんぼ学童保育所正規職員3人、ほんちょう学童保育所、みなみ学童保育所は正規職員2人を基本とする。

④平成27年4月の委託による職員配置は13人のため削減数は7人、平成29年4月の委託による職員配置は9人のため削減数は4人となり、任用換を行う。

⑤委託に伴う任用換については、平成22年度以降の採用時の条件を基本として本人の希望も尊重しつつ学童保育所正規職員全員を対象とする。なお、任用換の希望が過員人数を上回る場合の選考基準など、任用換に必要な事項については、事前に労使で確認する。

⑥委託業者選定に関しては別途協議する。

⑦委託での開所に当たっては、児童、保護者の不安解消のため、必要な引き継ぎ期間を設けるものとする。

⑧実施してきた事業等については、委託後も引き続き実施するものとする。

⑨委託での職員体制については、児童、保護者の不安のないように務めるものとする。

⑩民間委託については、事業の検証を労使で実施するとともに、業務の見直しについては、学童保育所と児童館の併設施設の在り方に関し、必要と認める事項についても協議するものとする。

⑪この移行に伴って生み出された財源・人員については、市政全体の業務の充実に充てるものとする。

⑫この覚書に疑義が生じた場合は、労使双方が誠意をもって別途協議するものとする。

この覚書に基づき、本協議会でも協議した「学童保育業務の新たな運営の

実施について」の文書は、平成26年度学童保育所入所承認通知書に同封し、保護者あて周知した。送付後6件問合せがあったが、内容は平成26年4月から時間延長をしてもらえるのかというのが5件、併せて学年延長も見直しをするのかというのが1件であった。

(学) ⑥番で「別途協議」とあるが、これはまた労使間で協議し合意を交わすものなのか。

(市) 協議し決まったらまた合意を交わすという予定ではない。業者選定に関して、今後も協議していくことを確認したということである。

(学) 意見交換会で、都型学童の補助金を学童保育事業以外に充てると言っていたが、都型学童の補助金は学童保育事業にしか充てられない。どのように認識しているか。

(市) 都型学童の補助金は学童保育事業の経費に対して補助されることは承知している。補助金を充てることによって市事業を充実するということであり、都型学童の補助金を他の事業に充てるということではない。

(市) 市政全体の話でもある。何に充てるかは明言できないが、子ども家庭部としては子育て施策を充実するべきと考えてはいる。

(学) 学童の他、放課後子ども教室があるが、どう考えているか。

(市) 全児童対策として放課後子ども教室を実施している自治体もあるが、個人的見解は、学童は学童でやるのが望ましいと考えている。ただ、放課後の児童の居場所として、子ども子育て会議の中で議論をして行く必要がある。学保連として何か考えはあるか。

#### 4 障がいのある児童について

(学) 特別支援学級に在籍し、学童保育所へスクールバスで通う児童について、4年生もスクールバスを利用し学童保育所へ通えないかと学務課へ相談してきた。今まで2便としてきたところを、来年度から3便にしてももらえることになった。ただし2便目が出発し、バスが戻ってくるまでは待っていただく必要はあるとのことであった。今後、できれば毎年夏ごろにスクールバス利用のリサーチをしていただけるとよいのではと話をした。2月、3月にスクールバスに乗れるのか乗れないのかが確定していないのは不安があるので、1月の入所申請の時には確定できているのが望ましい。

(学) 特別支援学級のある小学校の隣接の学童保育所は正規職員3人となるが、通常の学級に通う障がいのある児童について、学童保育所では加配なしと聞いた。

(市) 特別支援学校、特別支援学級に通う児童に対する職員配置については今までどおりに加配していく。通常の学級に通う児童に対する職員配置は見直すことにした。通常の学級に通う児童については通常の学校生活を営んでおり、学童保育所においても通常の児童に対する職員配置の中でと考

えた結果である。

(学) 先日障がいのある児童の父母と話す機会があった。実際に通常の学級の児童でも、見て欲しい、気づいて欲しいという信号が出ている時があり、その時に気づける先生がいないと例えば不登校といった二次障害が出てくると聞いた。通常の学級に行っている、学童は授業をやっている訳ではないので自由な時間の中をどう過ごしていくか。そういった仕草に気付いてくれる大人がいないと二次障害を起こすこともあり、通わせるか否かと悩んでしまう。学童は学校とは違う、違ったケアが必要、加配がないと質が下がったということになってしまわないか。

(市) 障がいのある児童の入所拡充の過程で、特別支援学校もしくは特別支援学級に通う児童が学童保育所で過ごすにあたって、職員配置については加配ということでスタートしている。それが障がいの捉え方も変わってきている中、通常の学級にいる障がいのある児童に対しても加配としているのが現状であり、見直しして内部で整理した結果である。通常の学級にいる児童に対する職員の加配がないと質の低下になるのか。加配の職員はその子につきっきりでいるわけではなく、全体の中で配置している。

(市) 加配の職員もつきっきりで見ている訳ではない。障がいのある児童として入所していなくても、気になる子には職員が対応している。通常の学級に通う児童であれば学童でもやっていけると感じる。通常の学級に通う児童の保護者の中には、障がいのある児童として学童に入っていることを公にされたくない方もいる。

(学) 通常の学級に通う児童には職員がつかないとなると何かあった場合にそちらに職員が行くことになり、結果として手薄になることにならないか。通常の学級であろうと特別支援学級であろうと保護者の希望で職員を配置できないか。

(市) 何らか基準で判断する必要がある。そのご意見では、保護者がうちの子を見てくださいますと言った場合には全員に指導員を付けなくてはいけないことになるが、職員配置は保護者が決めることではないと考える。

(市) 定員枠の撤廃がサービスの拡充に直結するとは考えていないが、職員をどんどんつければ良いということではない。今までは障がい児の定員が一定あっても希望するところに入れないという問題があったので、定員について整理が必要であった。最近は希望するところに入所する方向だが、障がいのある児童ということで職員の加配について今後青天井で付けていくということにはならない。しかし職員数を決めることによって、障がい児定員を決めるということにもならない。指導員としては、通常の学級に通うということであれば対応できるであろうということ。障がいのある児童として入所していなくても手のかかる子はたくさんいる。学級については就学相談で考えていくことになるが、特別支援学級か通常の学級かは、

就学支援委員会の所見だけで決まるものでなく、保護者の希望も聞いていると聞く。基本的には、学校も配置された先生で対応しているので、学童でもどうしてもできない場合には何らかのことを考えないといけないと思うが、今の時点で考えることではない。

(市) 特別な支援が必要だから特別支援学級に行くと考えており、学童保育所においては職員を加配していく。通常の学級に通っている児童は学校生活も通常の学級で送っているの、そこは学童保育所全体の職員の中で対応していく。業務の見直しに伴って人的配置についても整理したと理解願いたい。

(市) 職員が気付いて適切に対応することが大切であり、職員を加配することだけでない。

#### 5 仕様書について

(学) 仕様書はどのような手順で作成していくのか。

(市) 仕様書に細かく定めるといより、運営基準の見直しを内部で行い、その案を運営協議会に示し、仕様書に添付するというイメージである。

次回日程 平成26年4月22日か24日を予定(学保連より後日回答)  
市役所801会議室